

プロジェクト リスク軽減会計

項目 IASB 公開草案「リスク軽減会計 – IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」の概要

I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2025 年 12 月 3 日に公開草案「リスク軽減会計 – IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）を公表している（コメント期限は 2026 年 7 月 31 日）。
2. 本資料では、本公開草案の概要を紹介することを目的としている。

II. 本公開草案の経緯

3. IASB は、企業のリスク管理を財務諸表によりよく反映するために、オープン・ポートフォリオにおける動的リスク管理に対する解決策を独立のプロジェクトにおいて探求することを決定し、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下「DP」という。）を公表した¹。（本公開草案 BC4 項から BC6 項）
4. IASB は、DP に対するフィードバックを踏まえて、公正価値ヘッジ会計又はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のアプローチに従わない新しい会計モデルを開発すること、及びその適用を金利改定リスク（repricing risk）のみに限定することを決定し（本公開草案 BC7 項）、2025 年 12 月に本公開草案を公表した²。
5. なお、金利改定リスクは次のとおり定義されている。（本公開草案における IFRS 第 9 号「金融商品」の修正案（以下「IFRS 第 9 号の修正案」という。）付録 A 用語の定義）

次のものの差異から生じる金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に
企業を晒す金利リスクの種類

(a) 金融商品がベンチマーク金利に金利改定される時期

¹ <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/dynamic-risk-management/discussion-paper/published-documents/dp-accounting-for-dynamic-risk-management-jp.pdf>

² IASB は、本公開草案と同時にリスク軽減会計モデルに関するフィールドワークの要請も公表している。詳細はリンク先を参照いただきたい。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/dynamic-risk-management/request-fieldwork-risk-mitigation-accounting-ifrs9-ifrs7.pdf>

(b) 特定の期間に金利改定される金融商品の金額

III. 本公開草案における提案内容

リスク軽減会計の目的

6. リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合³に、財務諸表に企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することであり、金利改定リスクを軽減するために使用されているデリバティブの目的及び影響に関する情報も提供するとされている。(本公開草案における IFRS 第9号の修正案 7.1.3 項)

リスク軽減会計の適用範囲及び適用単位

7. 本公開草案では、次のすべての要件を満たす場合にのみリスク軽減会計を適用することを選択できるとされている。(IFRS 第9号の修正案 7.1.4 項及び 7.1.5 項)
- (1) 企業の事業活動が、企業を金利改定リスクに晒す金融商品の認識及び認識の中止を生じさせる。
 - (2) 企業のリスク管理戦略が、軽減利率に基づいて、金利改定リスクを軽減すべきリスク限度⁴を定めている。
 - (3) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースでリスク管理戦略に従ってデリバティブを使用して軽減する。
8. リスク軽減会計の適用は、企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクをリスク管理戦略に従って軽減しているレベルで行わなければならないとされている。このため、金利改定リスクを報告企業レベルで管理している企業は、リスク軽減会計をその基礎に基づいて適用することとなる。他方、金利改定リスクを報告企業内のより低いレベルで(例えば、異なる軽減利率⁵に基づいて)管理している企業は、リスク軽減会計を、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理するために集約している基礎が

³ 本公開草案では、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合、そのリスク管理戦略は、次の二重の目的を達成するために基礎ポートフォリオの全体に渡って金利改定差異を管理することを目的としていると述べられている。(IFRS 第9号の修正案 B7.1.2 項)

(1) キャッシュ・フローの変動性の低減 — 金利の変動は企業の金利収益及び金利費用に影響を与え、それにより純損益に影響を与える(「利益の観点」と呼ばれることがある)。

(2) 公正価値の変動性の低減 — 金利の変動は企業の基礎ポートフォリオの現在価値に影響を与える(「経済価値の観点」と呼ばれることがある)。

⁴ 「金利改定リスクを軽減すべきリスク限度」とは、企業が進んで受け入れる金利改定リスクの水準についての閾値とされている。(IFRS 第9号の修正案 7.1.7 項(a)(iii))

⁵ 「軽減利率」とは、「企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクを管理する基礎となるベンチマーク金利」とであると定義されている。(IFRS 第9号の修正案 付録 A 用語の定義)

ートフォリオの各部分について適用することが要求されている。(IFRS 第9号の修正案7.1.6項)

リスク軽減会計の適用

(概要)

9. リスク軽減会計を適用する企業は、次のことを行うことが要求されている。(本公開草案 IN16 項及び本公開草案のスナップショット(以下「スナップショット」という。) 8 ページ)

事前の活動

- (1) 企業がリスク軽減会計をどのように適用するかを文書化する。
- (2) 企業を金利改定リスクに晒している基礎ポートフォリオを識別する。

日常的活動⁶

- (3) 正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約することによって算定する。
 - (4) 金利改定リスクを管理する目的で保有している指定デリバティブを識別する。
 - (5) リスク軽減目的を、それぞれの金利改定期間帯について決定された正味金利改定リスク・エクスポージャーに基づいて定める。
 - (6) ベンチマーク・デリバティブを、リスク軽減目的において定められている金利改定リスクの時期及び量を複製することによって構築する。
 - (7) リスク軽減調整額を、指定デリバティブの公正価値変動をベンチマーク・デリバティブの公正価値変動と比較することによって認識する。
10. リスク軽減会計を適用した場合、金融商品の基礎ポートフォリオ及び指定デリバティブの測定はリスク軽減会計の適用によって変化しないものの、指定デリバティブの公正価値変動の純損益への認識は、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ期間まで(リスク軽減調整額を通じて)繰り延べられることとなる。(スナップショット 8 ページ)

(事前の文書化)

11. リスク軽減会計を適用する場合、企業はリスク軽減会計をどのように適用するのかを正式に文書化することが要求されている。ここで、企業は正式な文書において、次の

⁶ 日常的活動の具体的なイメージを別紙1にお示ししている。

ことをどのように行うのかを説明することが要求されている。(IFRS 第9号の修正案 7.1.7項)

- (1) リスク管理戦略に従った金利改定リスクの管理
- (2) 軽減すべき金利改定リスクの決定
- (3) リスク軽減目的の明示
- (4) 金利改定リスクを軽減するために使用する指定デリバティブの識別
- (5) 正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動の影響の把握

(基礎ポートフォリオ)

12. リスク軽減会計を適用する目的上、企業は基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約することが要求されている。基礎ポートフォリオに含めることに適格である項目は、報告企業の外部の者との金融商品のうち次のものとされている。(IFRS 第9号の修正案 7.2.1項及び7.2.3項)

- (1) 償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類した金融資産
- (2) 償却原価で測定するものに分類した金融資産
- (3) 上述(1)又は(2)の金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引

13. 前項(3)の「将来の取引」には、次のものが含まれるとされている。(IFRS 第9号の修正案 7.2.4項)

- (1) 前項(1)の金融資産の予想される再投資
- (2) 前項(2)の金融負債の予想される再調達
- (3) 確定約定
- (4) 可能性の非常に高い予定取引

リスク軽減会計を適用する目的上、上述(1)及び(2)の予想される再投資及び再調達は変動金利のエクスポージャーを表すとされている。(IFRS 第9号の修正案 B7.2.4項)

14. また、基礎ポートフォリオに含めることに適格な金融商品が金利改定リスク以外のリスク(例えば、為替リスク)に晒されている場合、IFRS 第9号の一般的なヘッジ会計を適用して金利改定リスク以外のリスクをヘッジしたうえで、ヘッジ対象エクスポー

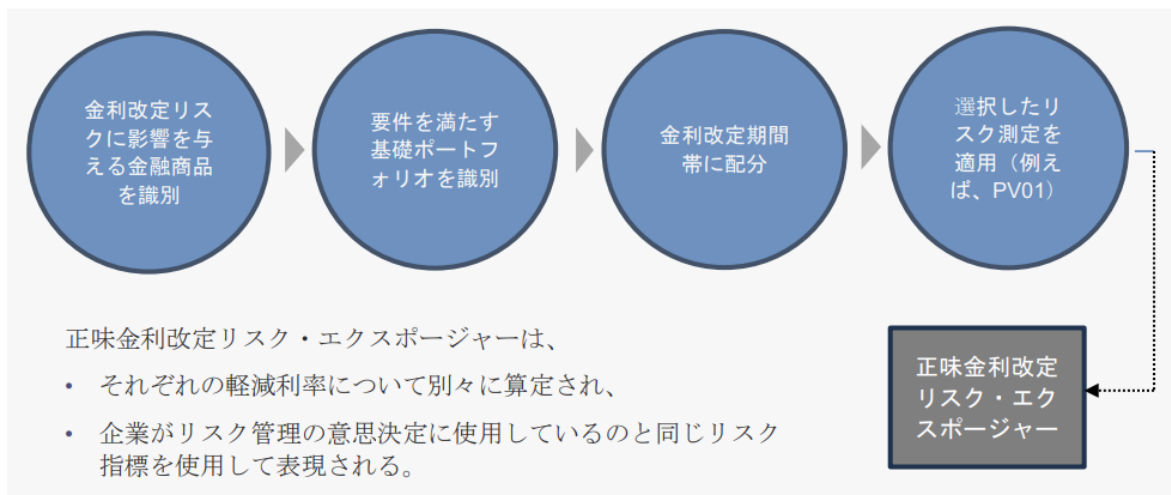
ジャー（IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項に従ってヘッジ関係において指定されたヘッジ対象とヘッジ手段の組み合わせた効果）の全体を基礎ポートフォリオに含めることができるとされている⁷。（IFRS 第 9 号の修正案 7.2.2 項及び B7.2.7 項）

(正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定)

15. 企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを「予想される金利改定日」⁸に基づいて集約し、算定を行う時点で利用可能な合理的で裏付可能な情報に基づいて算定しなければならないとされている。また、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定は、以下の点を含めてリスク管理の意思決定を行う方法と整合的な方法でなければならないとされている。（IFRS 第 9 号の修正案 7.2.5 項、7.2.9 項、7.2.10 項及び B7.2.16 項）

- (1) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を（予想される金利改定日に基づいて）決定する根拠
- (2) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定（例えば、キャッシュ・フロー又は公正価値を基礎とした測定）

16. また、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定に関して、スナップショットでは次の図表が提供されている。（スナップショット 13 ページ）



⁷ 本公開草案では、固定金利の外貨建金融資産（ヘッジ対象）に金利通貨スワップ（cross-currency interest rate swaps）をヘッジ手段とする IFRS 第 9 号のヘッジ会計を適用して、実質的な変動金利の機能通貨建金融負債に転換したヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格であるとされている。

⁸ 「予想される金利改定日」とは、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の決済が見込まれる日又は金利改定が行われる日のいずれか早い方であるとされている。

正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の頻度

17. 本公開草案では、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーを忠実に表現することを確保するのに十分な頻度で行うこととされている。(IFRS 第 9 号の修正案 7.2.10 項)

予想及び不確実性

18. 基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約するために、企業は金融商品の関連性のある特性(例えば、早期決済オプション、又は過去の顧客行動に関するモデル)を考慮することが要求されている。(IFRS 第 9 号の修正案 B7.2.11 項)
19. 正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために要求される方法論及びプロセスの複雑性は、基礎ポートフォリオごとに異なる場合があり、一部の基礎ポートフォリオについて、企業は金利改定リスクの量をほとんど分析又は計算をせずに見積ることができる場合があるとされている。(IFRS 第 9 号の修正案 B7.2.15 項)

(指定デリバティブ)

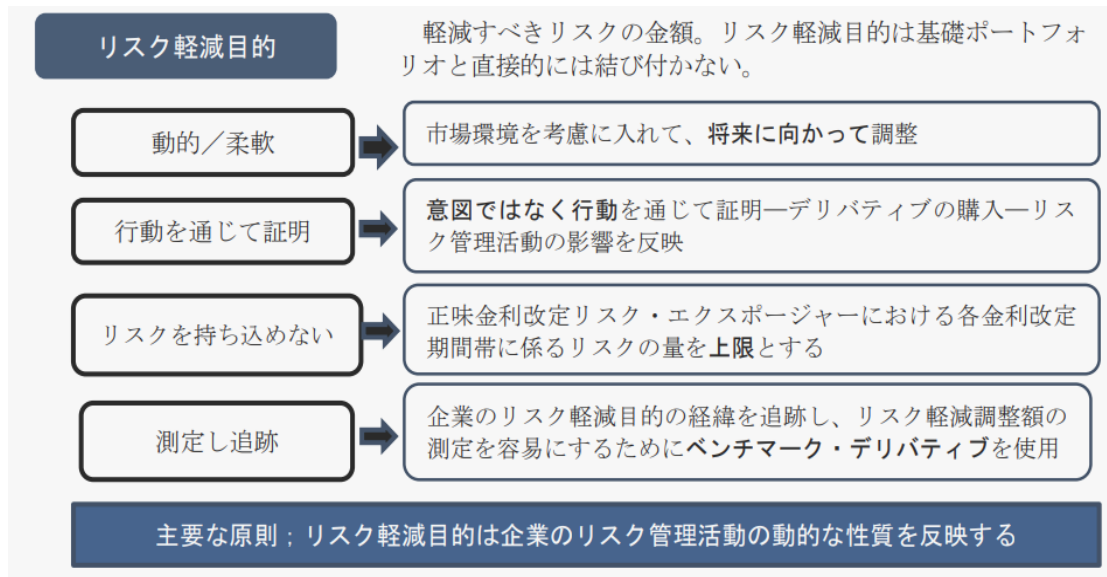
20. 指定デリバティブとは、企業の金利改定リスクを管理するために使用されているデリバティブであり、企業の金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って軽減するために使用されている報告企業の外部の者との金利デリバティブのみが、指定デリバティブに含めることに適格であるとされている。(IFRS 第 9 号の修正案 7.3.1 項、7.3.4 項及び 7.3.6 項)
21. また、指定デリバティブに含めたデリバティブについては、金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って純額ベースで軽減する目的で保有されなくなった場合にのみリスク軽減会計の適用から除外しなければならないとされている。(IFRS 第 9 号の修正案 7.3.8 項)

(リスク軽減目的)

22. 企業は、当該企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合的なリスク軽減目的を定めることが要求されている。ただし、定められるリスク軽減目的は、どの金利改定期間帯でも正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えてはならないとされている。(IFRS 第 9 号の修正案 7.4.1 項)
23. リスク軽減目的は、企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用する測定(本資料第 15 項(2)参照)に基づいて定められるとされている。例えば、正味金利改定リスク・エクスポージャーについて、企業が公正価値を基礎とした測定(1 ベーシスポイント当たりの現在価値など)を使

用して定量化する場合には、リスク軽減目的も当該測定が基礎となるとされている。
(IFRS 第9号の修正案 B7.4.1 項)

24. 正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定に関して、スナップショットでは次の図表が提供されている。(スナップショット 16 ページ)



リスク軽減目的の変更

25. 企業は新たなリスク軽減目的をリスク管理活動との合致を確保するために必要なだけ頻繁に定めることができるとされている。また、リスク軽減目的の変更は将来に向かって適用され、過去の期間におけるリスク軽減会計の適用に影響を与えない（企業がリスク軽減会計を中止することを必要としない）とされている。(IFRS 第9号の修正案 7.4.4 項及びスナップショット 16 ページ)

(ベンチマーク・デリバティブ)

26. リスク軽減目的で表される金利改定リスクの時期及び量は直接には測定できないことから、企業がリスク軽減目的において定められた金利改定リスクをベンチマーク・デリバティブを通じて複製することが要求されている。(IFRS 第9号の修正案 7.4.5 項及び B7.4.8 項)
27. また、ベンチマーク・デリバティブに含めることができるのは、指定デリバティブとリスク軽減目的によって表される金利改定リスクの両方に存在する要素のみであるため、指定デリバティブのすべての条件を単純に複製することはできないとされている。(IFRS 第9号の修正案 B7.4.8 項)

ベンチマーク・デリバティブの調整

28. リスク軽減会計は、金利改定リスクに対するエクスポージャーに関する企業の予想に基づくものであるが、経済環境又は市場状況の変化により基礎ポートフォリオの中の金融商品に予想外の変動があった場合には、当該予想を改訂することが必要となる場合がある。このような想定外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーがリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合⁹には、企業は当該変動の影響を捕捉するようにベンチマーク・デリバティブを調整することが要求される。(IFRS 第9号の修正案 7.4.6 項)
29. 予想外の変動がベンチマーク・デリバティブに与える影響を見積るために、企業自身が選択したアプローチを使用することが認められる。選択するアプローチは、合理的で裏付け可能な情報に基づかなければならず、それには、影響を受ける基礎ポートフォリオの特性、当該項目の金利構造及び予想外の変動の時期が含まれるが、これらに限らないとされている。(IFRS 第9号の修正案 B7.4.13 項及びスナップショット 17 ページ)

(リスク軽減調整額)

30. 企業は、リスク軽減調整額を、次のいずれか（絶対額で）低い方で測定し、財政状態計算書において資産（リスク軽減調整額が借方残高である場合）又は負債（リスク軽減調整額が貸方残高である場合）として認識することとされている¹⁰。(IFRS 第9号の修正案 7.4.8 項及び本公開草案における IFRS 第7号「金融商品:開示」の修正案（以下「IFRS 第7号の修正案」という。）第30E 項)
- (1) 指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額
 - (2) ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額

⁹ 正味金利改定リスク・エクスポージャーがリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合について、本公開草案では次の例示が示されている。(IFRS 第9号の修正案 B7.4.12 項)

「リスク軽減目的により特定の金利改定期間帯において70単位の金利改定リスクが軽減され、その金利改定期間帯に配分された正味金利改定リスク・エクスポージャーが100単位であったとする。その場合、企業がベンチマーク・デリバティブを調整することが必要となるのは、当期中の予想外の変動によりその金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーが70単位未満にまで減少した場合のみである。」

¹⁰ リスク軽減調整額は「概念フレームワーク」における資産又は負債の定義と整合しないものの、次の理由により「概念フレームワーク」から離脱することは正当化され得ると結論を下したとされている。(本公開草案 BC90 項から BC92 項)

- (1) リスク軽減調整額を財政状態計算書に認識することに対する代替案は、変動性の高い利得又は損失をその他の包括利益に認識することである。このアプローチは、リスク管理活動の経済現象を忠実に表現しない。さらに、混合した会計上の測定の要求事項の結果となるので、提案しているアプローチよりも財務諸表利用者にとって有用性の低い情報を提供することになる。
- (2) 離脱の範囲は特定のリスク管理戦略及び活動に限定される。

31. リスク軽減調整額の一部として認識されなかった指定デリバティブに係る残りの利益又は損失については、純損益に認識することとされている。(IFRS 第9号の修正案7.4.9項)
32. また、「財政状態計算書において認識されたリスク軽減調整額」及び「当報告期間中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額の金額」については、他の科目と区分して表示することとされている。(IFRS 第7号の修正案第30E項)

リスク軽減調整額の超過の兆候の評価、並びに超過額の認識及び測定

33. 企業は、各報告日に、リスク軽減調整額として累積した金額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価することが要求されている。また、この状況は、ベンチマーク・デリバティブに対する調整(本資料第28項及び第29項参照。)に完全には反映されなかった正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動が報告期間中にあった場合に生じるとされている。(IFRS 第9号の修正案7.4.11項)
34. リスク軽減調整額として累積した金額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候が存在する場合、企業は、リスク軽減調整額として累積した金額が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値¹¹を超えるかどうかを判定することが要求されている。(IFRS 第9号の修正案7.4.12項)
35. リスク軽減調整額として累積した金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合、企業は、リスク軽減調整額として累積した金額を、その超過額を純損益に直ちに認識することによって減額しなければならない。また、当該超過額は将来の期間において戻し入れてならないとされている。(IFRS 第9号の修正案7.4.14項)

(リスク軽減会計の中止)

36. リスク軽減会計を適用することを選択する企業は、企業のリスク管理戦略に変更がない限り、リスク軽減会計を中止してはならないとされている。(IFRS 第9号の修正案7.5.1項)
37. ここで、企業のリスク管理戦略の変更とは、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更を意味しており、通常は識別可能な内部又は外部の要因から生じ、企業の内部及び外部の利害関係者に対して立証可能であるとされている。また、企業のリスク管理戦略の変更は頻繁ではないと見込まれ、通常は単独では発生しないとされている。(IFRS 第9号の修正案7.5.2項及びB7.5.2項)

¹¹ 正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は軽減利率を割引率として使用して算定することとされている。(IFRS 第9号の修正案7.4.13項)

38. リスク軽減会計を適用することを選択する企業は、企業のリスク管理戦略に変更が生じた場合、当該変更が行われた日から将来に向かってリスク軽減会計を中止することが要求されている。(IFRS 第9号の修正案7.5.1項)
39. リスク軽減会計を中止する企業は、リスク軽減調整額として累積した金額を次のように会計処理することとされている。(IFRS 第9号の修正案7.5.3項及び7.4.10項)
- (1) 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が依然として純損益に影響を与えると見込まれる場合には、企業はリスク軽減調整額として累積した金額を次のいずれかによって純損益に認識しなければならない。
 - ① 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ報告期間に純損益に認識する。
 - ② 他の規則的かつ合理的な基礎（これには定額法が含まれる可能性がある）で認識する。
 - (2) 基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えると見込まれなくなった場合には、企業はリスク軽減調整額として累積した金額を直ちに純損益に認識しなければならない。

リスク軽減会計に関する開示要求

40. リスク軽減会計を適用する企業は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示することが要求されている。(IFRS 第7号の修正案第30F項)
- (1) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか
 - (2) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか
 - (3) リスク軽減会計が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか
41. また、個別の開示要求事項として、次の情報を開示することが要求されている。(IFRS 第7号の修正案第30I項から30O項)
- (1) 金利改定リスクを管理するためのリスク管理戦略
 - (2) 指定デリバティブの契約条件及びそれらが企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響しているのかを財務諸表利用者が評価できるようにする定性的情報及び定量的情報

- (3) 基礎ポートフォリオのキャッシュ・フロー又は公正価値が合理的に考え得る軽減利率の変動の結果としてどのように変動する可能性があるのかを示す感応度分析
 - (4) 正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために集約された基礎ポートフォリオに含まれている金融商品に関する情報（表形式での開示）
 - (5) 指定デリバティブに関する情報（表形式での開示）
 - (6) リスク軽減調整額がどのように測定されたのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報
 - (7) リスク軽減調整額の期首残高から期末残高への調整表（表形式での開示）
42. 前項に示す個別の開示要求事項に関して、本公開草案では次のものを区分して開示することとされている。（IFRS 第7号の修正案第30P項）
- (1) リスク軽減会計の継続的な適用に関連するリスク軽減調整額
 - (2) 中止されたリスク軽減会計に関連するリスク軽減調整額
43. さらに、本公開草案では、リスク軽減会計を適用するための要件（本資料第7項参照。）を満たしているが、リスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に対して、金利改定リスクに対するエクスポージャーをどのように管理しているのかを財務諸表利用者が理解できるようにする定性的情報を提供することが提案されている。また、定性的情報には次の情報を含めることが要求されている。（IFRS 第7号の修正案第33A項）
- (1) 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーはどのように生じるか
 - (2) 企業は金利改定リスクに対するエクスポージャーの識別、集約、モニタリング及び管理をどのようにして行っているか
 - (3) 企業は金利改定リスクを管理するための活動を財務諸表においてどのように報告しているか

発効日及び経過措置

（発効日）

44. 本公開草案では、リスク軽減会計を要求事項の公表日以後に開始する事業年度の期首から将来に向かって適用することが提案されている。（IFRS 第9号の修正案C1.16項）

45. また、本公開草案では、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の廃止が提案されており、IAS 第 39 号の要求事項の適用を次のいずれか早い方の時点で中止することが提案されている。(IFRS 第 9 号の修正案 C1. 17 項)

- (1) 企業がリスク軽減会計を適用する日
- (2) [後日決定する日付]以後開始する事業年度

(経過措置)

46. 経過措置に関して、本公開草案では次のことが提案されている。

- (1) 企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債としての過去の指定について、当該金融商品が正味金利改定リスク・エクスポージャーを決定するために使用する基礎ポートフォリオに含まれる場合には、当該指定を取り消すことが認められる。(IFRS 第 9 号の修正案 C2. 59 項及び C2. 60 項)
- (2) IAS 第 39 号からの移行を行う企業は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計を中止し、関連するヘッジ調整額について IFRS 第 9 号の 6. 5. 10 項及び 6. 5. 12 項を適用する。(IFRS 第 9 号の修正案 C2. 57 項)
- (3) IFRS 第 9 号の第 6 章におけるヘッジ会計の要求事項からの移行を行う企業は、ヘッジ対象の一部又は全部がリスク軽減会計を適用する目的上は基礎ポートフォリオに含まれる金融商品であるヘッジ関係について、ヘッジ会計を中止することが認められる。(IFRS 第 9 号の修正案 C2. 58 項)
- (4) 企業は、当該修正を初めて適用する報告期間において IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の第 28 項(f)で要求されている定量的情報の開示を免除される。(IFRS 第 9 号の修正案 C2. 61 項)

IV. 本公開草案における質問事項

47. 本公開草案では、次の項目に関する提案についてコメント提供者への質問がなされている。詳細は別紙 2 を参照いただきたい。

質問 1: リスク軽減会計の目的及び範囲

質問 2: 基礎ポートフォリオ

質問 3: 正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

質問 4: 指定デリバティブ

質問 5: リスク軽減目的及びベンチマーク・デリバティブ

質問 6: リスク軽減調整額の認識及び測定

質問 7: リスク軽減会計の中止

質問 8: 発効日及び IAS 第 39 号の廃止

質問 9: 経過措置

質問 10: 開示要求

質問 11: 保険契約を発行する企業に関する質問 (リスク管理戦略)

V. 本公開草案への対応について

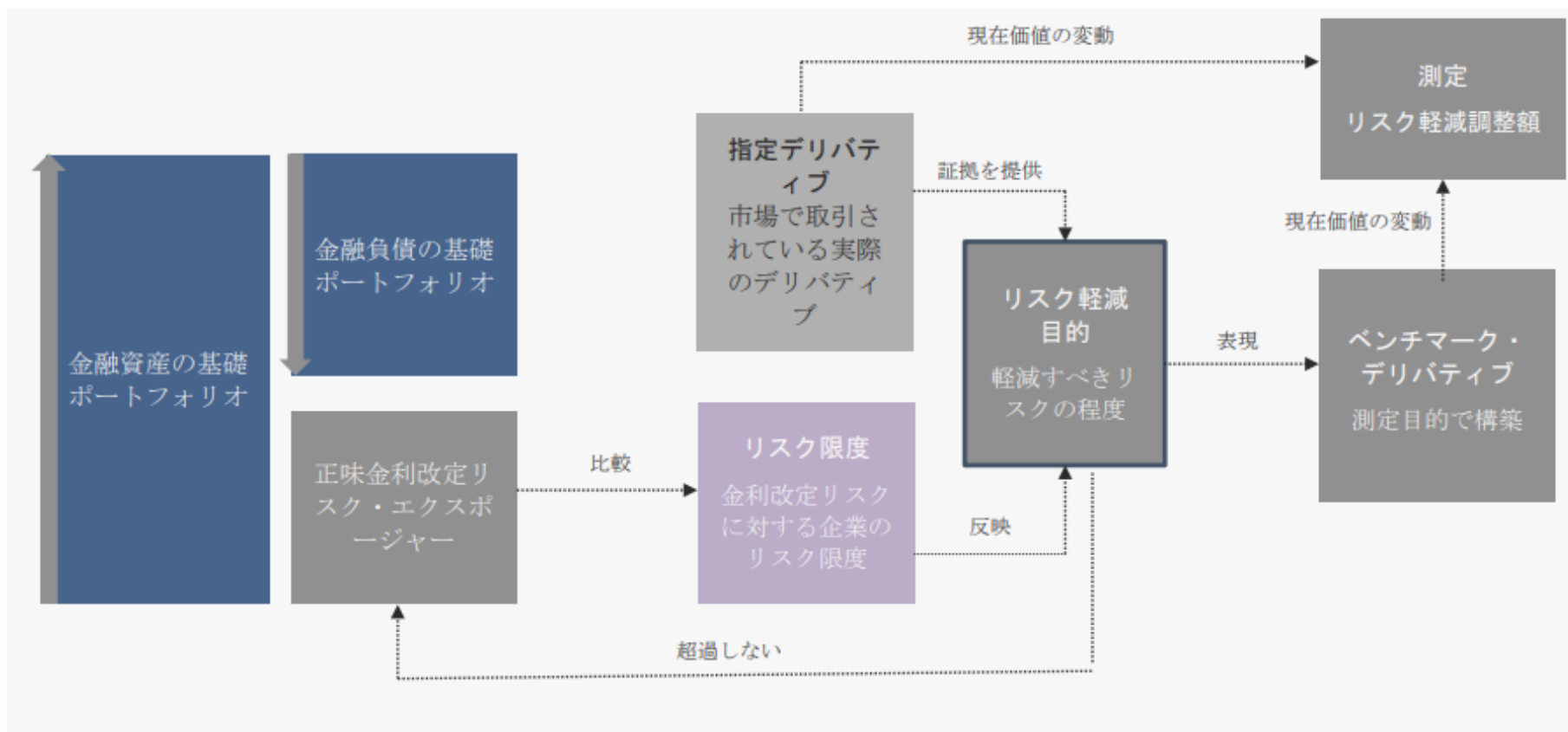
48. ASBJ 事務局は、本公開草案に対するコメント・レターの提出を予定しており、金融商品専門委員会において今後検討いただくことを予定している。なお、具体的な進め方及びスケジュールについては、ASBJ 事務局にて現在検討を進めている。

ディスカッション・ポイント

今後の審議に向けて、本公開草案について現時点でコメントがあれば伺いたい。

以 上

別紙1：リスク軽減会計を適用する場合における日常的活動の概要（スナップショット 15 ページより抜粋）



以上

別紙2：コメント提出者への質問

質問1—リスク軽減会計の目的及び範囲（セクション7.1）

IASBは、次のことを提案している。

- (a) リスク軽減会計の目的は、企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している場合に、財務諸表が企業のリスク管理活動の経済的影響を表現することである。
- (b) リスク軽減会計は任意で適用される。ただし、企業がリスク軽減会計を適用することを認められるのは、企業が金利改定リスクを純額ベースで軽減していて、企業の事業及びリスク管理活動が7.1.4項に定められている特性を有している場合であり、かつ、その場合のみとする。
- (c) 企業はリスク軽減会計をどのように適用するのかを正式に文書化することを要求される。

結論の根拠のBC11項からBC37項はこれらの提案についてのIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問2—基礎ポートフォリオ（7.2.1項から7.2.4項）

IASBは、リスク軽減会計を基礎ポートフォリオ（すなわち、企業を金利改定リスクに晒している金融商品のポートフォリオ）に基づいて適用することを提案している。IASBは、金融商品が基礎ポートフォリオに含めることに適格であるのは、当該金融商品が次のものである場合のみとすることを提案している。

- (a) (IFRS第9号「金融商品」の4.1.2項又は4.1.2A項に従って) 事後に償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに分類した金融資産
- (b) (IFRS第9号の4.2.1項に従って) 事後に償却原価で測定するものに分類した金融負債
- (c) 上記(a)又は(b)に定めている金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる可能性のある将来の取引

IASBは、企業がリスク軽減会計を他の方法では軽減されない金利改定リスクに対するエクスポージャーにのみ適用することも提案している。ただし、金融商品が金利改定リスク以外のリスクについてのヘッジ対象として指定されている場合には、ヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格である。

結論の根拠の BC38 項から BC63 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 3—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定（7.2.5 項から 7.2.10 項）

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づく金利改定期間帯ごとに集約することによって算定することを提案している。予想される金利改定日とは、基礎ポートフォリオの中の金融商品の決済又は金利改定が見込まれる日のいずれか早い方である。

IASB は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを、企業がリスク管理の意思決定を行う方法と統合的な方法で算定することも提案している。これには次に含まれる。

- (a) 企業が基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを集約し、金利改定期間帯を（予想される金利改定日に基づいて）決定する根拠
- (b) 企業が各金利改定期間帯における正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために使用している測定

結論の根拠の BC64 項から BC69 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 4—指定デリバティブ（セクション 7.3）

IASB は、企業の金利改定リスクを企業のリスク管理戦略に従って軽減するために使用されている報告企業の外部の者との金利デリバティブのみが、指定デリバティブに含めることに適格であると提案している。

結論の根拠の BC70 項から BC77 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 5—リスク軽減目的及びベンチマーク・デリバティブ (7.4.1 項から 7.4.7 項)

IASB は、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) 企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合的であるが、金利改定期間帯のそれぞれにおける正味金利改定リスク・エクスポージャーの量を超えないリスク軽減目的を定める。
- (b) リスク軽減目的で定められている金利改定リスクの時期及び量を複製するためのベンチマーク・デリバティブを構築する。
- (c) ベンチマーク・デリバティブで表される金利改定リスクの量の調整を、基礎ポートフォリオに含まれている金融商品の予想外の変動により、正味金利改定リスク・エクスポージャーが期首に定めたリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合に行う。

結論の根拠の BC78 項から BC87 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 6—リスク軽減調整額の認識及び測定 (7.4.8 項から 7.4.14 項)

IASB は、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) リスク軽減調整額を次のいずれか低い方に基づいて財政状態計算書に認識する。
 - (3) 指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額
 - (4) ベンチマーク・デリバティブの公正価値（現在価値）の変動累計額
- (b) リスク軽減調整額として累積した金額を、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に認識する。
- (c) 各報告日に、リスク軽減調整額が軽減対象期間にわたって全額が実現されない可能性があるという兆候があるかどうかを評価する。
- (d) 報告日現在でリスク軽減調整額として累積された金額が正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超える場合の減額を、直ちに純損益に認識する。

結論の根拠の BC86 項から BC116 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対

の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 7—リスク軽減会計の中止（セクション 7.5）

IASB は、企業がリスク軽減会計を企業のリスク管理戦略が変更された日（すなわち、企業が金利改定リスクを管理する方法を変更する時点（軽減利率の変更を含む））から将来に向かって中止することを提案している。

IASB は、リスク軽減会計を中止する企業が、リスク軽減調整額として累積された金額を次のようにして純損益に認識することも提案している。

- (a) 軽減対象期間にわたって規則的かつ合理的な基礎で（基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が依然として純損益に影響を与えると見込まれる場合）
- (b) 直ちに（基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差額が純損益に影響を与えるとは見込まれなくなった場合）

結論の根拠の BC117 項から BC126 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 8—発効日及び IAS 第 39 号の廃止（IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C1）

IASB は、企業がリスク軽減会計に関する要求事項を〔要求事項の公表日〕以後開始する事業年度の期首から適用することを認めることを提案している。

IASB は、企業が IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」におけるヘッジ会計の要求事項の適用を次のいずれか早い時点で中止することも提案している。

- (a) 企業がリスク軽減会計に関する要求事項を初めて適用する日
- (b) 〔IAS 第 39 号が廃止される日〕以後開始する事業年度

結論の根拠の BC127 項から BC128 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

IAS 第 39 号を廃止する提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。IASB が IAS 第 39 号を廃止することを決定する場合、IASB が廃止の日を決定するにあたって考慮すべき

情報があるか(例えば、IAS 第 39 号から移行するために必要となる可能性が高い期間)。

質問 9—経過措置 (IFRS 第 9 号の付録 C のセクション C2)

IASB は、次のことを提案している。

- (a) 企業はリスク軽減会計について提案している要求事項を将来に向かって適用する。
- (b) 企業は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債としての過去の指定について、当該金融商品が正味金利改定リスク・エクスポージャーを決定するために使用する基礎ポートフォリオに含まれる場合には、当該指定を取り消すことが認められる。
- (c) IAS 第 39 号からの移行を行う企業は、すべてのヘッジ関係についてヘッジ会計を中止し、関連するヘッジ調整額について IFRS 第 9 号の 6.5.10 項及び 6.5.12 項を適用する。
- (d) IFRS 第 9 号の第 6 章におけるヘッジ会計の要求事項からの移行を行う企業は、ヘッジ対象が 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含まれる金融商品をヘッジ対象とするヘッジ関係についてヘッジ会計を中止することが認められる。
- (e) 企業は、当該修正を初めて適用する報告期間において IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」の第 28 項(f)で要求されている定量的情報の開示を免除される。

結論の根拠の BC129 項から BC147 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 10—開示要求 (IFRS 第 7 号の修正案)

IASB は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に含めるべき新しい表示及び開示の要求事項を提案している。

第 30E 項は、企業が次の項目を他の科目と区分して表示することを要求する。

- (a) 財政状態計算書において企業の資産の一部(借方残高である場合)又は企業の負債の一部(貸方残高である場合)のいずれかであるリスク軽減調整額
- (b) 当期中に包括利益計算書において純損益に認識したリスク軽減調整額

第 30F 項から第 30P 項は、リスク軽減会計を適用する企業に、財務諸表利用者が次のこ

とを理解できるようにする情報を開示することを要求する。

(a) 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか

(b) 企業のリスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか

(c) リスク軽減会計が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

第 33A 項は、事業及びリスク管理活動が提案されている IFRS 第 9 号の 7.1.4 項に定められている特性を有しているがリスク軽減会計を適用しないことを選択する企業に適用される。このような企業は金利改定リスクをどのように管理しているかの定性的説明を提供することを要求される。

結論の根拠の BC148 項から BC171 項はこれらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。これらの提案のどれかに反対の場合、代わりにどのようなことを提案するのか及びその理由を説明されたい。

質問 11—リスク管理戦略

以下の質問は、IFRS 第 17 号「保険契約」で定義されている保険契約を発行する企業に具体的に関連するものである。これらの質問に回答する際に、コメント提出者は、保険契約資産及び負債は 7.2.1 項に従って基礎ポートフォリオに含めることに適格であると仮定することが必要である。

本公開草案における提案に基づいて、

(a) 回答者のリスク管理戦略及び活動が、7.1.1 項から 7.1.2 項の記述とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。

(b) 回答者の事業及びリスク管理活動が、7.1.4 項に記述されている特性とどの程度まで合致又は相違しているのかを記述されたい。

本公開草案におけるリスク軽減会計についての提案は、現在利用可能な会計処理の選択肢と比較して、金利改定リスクを管理するための回答者の活動の経済的影響を財務諸表においてよりよく表現するという IASB の目的を達成するか。賛成又は反対の理由、及び代わりにどのようなことを提案するのかを説明されたい。

以上